

## 「多重債務者相談強化キャンペーン」について

平成20年6月10日  
多重債務者対策本部長決定

## 1. 趣旨

深刻な社会問題である多重債務問題を抜本的に解決するため、多重債務者対策本部は、「多重債務問題改善プログラム」を決定し、多重債務者向けの相談窓口の整備等、直ちに取り組むべき網羅的な施策をとりまとめた（平成19年4月20日）。全国の自治体における相談窓口の整備については、昨年度の「全国一斉多重債務者相談ウィーク」等を経て、着実に取組が進められている。

平成20年度においては、相談窓口整備の実施主体である自治体の主体的な取組を促す観点から、以下のとおり「多重債務者相談強化キャンペーン」を実施することとする。

## 2. 期間

平成20年9月1日（月）から12月31日（水）までの4ヶ月間

## 3. 主催

多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会

## 4. 実施概要

多重債務者対策本部、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会連名で都道府県に呼びかけ、キャンペーン中に都道府県と当該都道府県の弁護士会及び司法書士会が共同で多重債務者向けの無料相談会を行う。その他、実施に関し必要な事項については別添のとおりに定める。

(別添)

## 「多重債務者相談強化キャンペーン」の実施要領

### 1. 概要

- ① 多重債務者対策本部、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）及び日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）が共催で、平成20年9月1日（月）～12月31日（水）の間、「多重債務者相談強化キャンペーン」を設ける。
- ② 共催団体連名で全国の都道府県に呼びかけ、「多重債務者相談強化キャンペーン」中に、都道府県及び当該都道府県の弁護士会・司法書士会が共同で無料相談会を実施する（例えば、一週間程度集中的に相談会を行うなど、少なくとも昨年の「全国一斉多重債務者相談ウィーク」中と同程度以上の日数の相談会を実施することとする。なお、実施日は各都道府県及び当該都道府県の弁護士会・司法書士会が相談して決定する。）。
- ③ 無料相談会の実施主体は都道府県及び当該都道府県の弁護士会・司法書士会とし、周辺市区町村の相談員（又は相談に当たる職員。以下「相談員等」という。）の参加を呼びかける（既に、「多重債務者対策本部（又は協議会）」を設置している都道府県においては、本部を実施主体とすることも可とする。）。
- ④ 当日は、自治体の相談員等と弁護士又は司法書士が同席して多重債務者相談に当たり、多重債務者を債務整理に導くことを基本とする。
- ⑤ 本企画は、改正貸金業法等の完全施行時までには相談窓口の整備を求められる市町村の相談員等が、弁護士又は司法書士と同席して多重債務者相談を行うことにより、相談に関する経験を積む実地研修としても位置付ける。

### 2. 費用負担

- ① 当日参加する弁護士・司法書士の費用は交通費を含め全て弁護士会・司法書士会側で負担する。
- ② 相談会の会場は、各都道府県と当該都道府県の弁護士会・司法書士会が相談の上適宜確保する（各都道府県の体育館を利用することや、消費生活センター、弁護士会・司法書士会の施設を利用することが考えられる。）。
- ③ 当日、相談用の仮設電話を設置する場合の費用は、原則として弁護士会・司法書士会側で負担する。

- ④ 「多重債務者相談強化キャンペーン」の広報は、金融庁の広報予算を使用して全国展開するとともに、日弁連・日司連も独自の広報活動を行う。併せて、各都道府県の広報紙等も利用する。

### 3. 期待される効果

- ① 全国的に多重債務者相談会を宣伝することで、潜在的な多重債務者が相談窓口を訪れる契機を提供する。
- ② 自治体の相談員等が弁護士・司法書士と同席して多重債務者相談に当たることにより、多重債務者相談に関する経験を積むことが期待できる。
- ③ 相談員等と弁護士・司法書士が連携してこのようなイベントを実施することで、双方の連携が深まる。

### 4. 留意点

- ① 無料相談会を経て、具体の債務整理の手続きに移行する場合、相談者が特定調停による債務整理が適当と判断されれば、弁護士・司法書士は積極的に特定調停の手続きを薦め、相談者の費用負担軽減に努める。
  - ② 無料相談会には生活に困窮している多重債務者が多いと予想されることから、仮に、弁護士・司法書士が受任することになった場合には、弁護士費用・司法書士費用については、その実情に応じ極力低廉な価格に設定し、併せて分割返済を基本とする。
  - ③ 相談の際、債務整理の手続きをとる場合、以後新たな借入れを受けることが困難となる可能性がある旨を相談者に説明することとする。
  - ④ 来年度以降の実施については、各自治体の相談窓口の整備状況を踏まえ多重債務者対策本部本部長（金融担当大臣）が決定する。
- ※ 実施に当たっては、本実施要領を基本とし、詳細については、各都道府県と当該都道府県の弁護士会・司法書士会が相談の上定めることとする。
- ※ キャンペーンの期間中、必要に応じて、各都道府県、政令指定都市の自殺対策担当課と連携をとることとする。（具体的には、自殺関連の相談が寄せられた場合に、当該相談者が多重債務に陥っていることが判明したときは、当該都道府県、市区町村の多重債務者向け相談窓口へ誘導できるよう、事前に連絡先等を周知する等の体制を整えておくことが考えられる。）。